国際連合気候変動枠組条約CDM理事会第99回理事会(EB#99)概要報告

2018年 4月 26日 経済産業研究所·東京大学 戒能 kainou-kazunari@rieti.go.jp

日 時 2018年 4月22日(月)~ 4月25日(木)

場 所 ドイツ ボン 国連ドイツ本部棟1916会議場

主要結果

1. 定足·構成

1-1. 出席理事構成

	正理事 Member	代理理事 Alternative
アジア ASIA 中南米 LACRB アフリカ AFR 島嶼国 SIDS 移行経済国 EIT 西欧 WEOG (途上国) Non-An1 (先進国) Annex-1	正理事 Member Tariq M. (パキスタン) Arthur R. (バハマ) 儀長 Balishi G. (ボツワナ) Amjad A. (モルジブ) Diana H. (アルメニア) Olivier K. (ベルギー・EU) Duan M. (中華人民共和国) Benjamin K. (リベリア) Piotr D(ポーランド・EU)副議長 戒能 一成 (日 本)	代理理事 Alternative Oh D. (大韓民国) Edualdo C. (ペルー) Mbaye E. D. (セネガル) Omar A. (ジャマイカ) Natalia K. (ウクライナ) Martin E. (スイス) Miguez J. (ブラジル) Moises A. (ドミニカ) Frank W. (ドイツ・EU) Lambert S. (ドイツ・EU)
	·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

※ 今理事会は全員出席

2. 運営管理 (議題2.1~)

- 2-1. DOE年次調查規制緩和·簡素化
 - 1) 背景 DOEに対する年次調査対象項目の規制緩和·簡素化を検討。(理事提案案件)
 - 2) 結果 事務局に対して改善案の検討・提示を指示。
 - 3) 議論 規制緩和・簡素化の方向性は良いのであるが、内容・規模が極めて限定される上に大半のDOEには殆ど意味がない措置であるとの指摘有。 個人的にも理事会の時間を使って議論するに値する課題かどうか疑問。
- 2-2. CER任意償却WEBページ("Climate Newtral Now")関係
 - 1) 背景 2018-19理事会承認事業。第二約束期間におけるCDM需要低迷を受けて、UNF CCC-WEBページを整備して任意償却(voluntary Cancellation)を促進。
 - 2) 結果 ·WEBページへの掲載情報の内容管理基準の検討 ・更なるリンク整備拡大・内容整備など (UNFCCC新HPでの広報強化)
 - 3) 議論 ·WEBページ本来の任意償却の促進という目的と逸脱して、他制度のロゴや企業広告が掲載されている事例があり、内容管理基準が必要と指摘。
 - ・UNFCCCのWEBページが改訂されたが、上記ページとのリンク切れが発生するなど問題が多く、早期に改善するべきとの指摘有。
 - 5) 注記 上記ページからの償却量は任意償却全体の数%だが量的にはここ数年倍増中、 価格も US\$1~5/t-CO2と値頃であるため炭素市場で確実に地位を確立と思慮。

- 3. 個別案件 (議題3.1~) (※ 個別案件についての議論は全て守秘義務対象のため非公開)
 - 3-1. DOE(認証機関)信認: Accreditation (戒能 議長)
 - 2) 結果

再信認: E-0009 BVI, E-0023 LRQA (いずれも 5年間延長)

業務監査(PA)·資格剥奪 ("Withdrawal"): <u>E-0031 PJRSES</u> SS-1-3,9及び13 について資格停止の改善処分不実施により資格剥奪処分。

5) 注記

上記処分決定により、前回処分と併せ E-0031 PJRSES は全部の業務資格を喪失。

- 3-2. 登録 Registration (対象案件なし)
- 3-3. 発行 Issuance
 - 2) 結果

1件の発行案件を了承: #6796 蘭州バス輸送システム (CTI)

4. 制度改正 (議題4.1~)

4-1. 事業登録後変更基準設定 (PRC: Post Registration Change)

重要

- 1) 背景 CDM事業は登録(Registration)後で事業内容を変更できるが、近年事業規模を 倍増させて変更申請する事例など極端な変更申請が散見され、方法論パネルか らの問題提起により変更基準(許容範囲)について検討。
- 2) 結果 下記事項について合意、次回事務局に規約改定案(PS·VVS·PCP)提出を指示。
 - a. 設備容量増加

大規模事業(Large-Scale)

- ·変更前の設備容量に対して20%の増加迄を登録後変更の上限とする。
- ・但し当該増加が事業者の管理可能範囲外の要因(規制制定など制度変更、機器製造側の型式廃止、不可抗力など)による場合には上限を設けず可能とする。

小規模事業(Small-Scale)

- ·小規模事業の各上限値(I·II·III)を超過しない限り設備容量に制限なし。
- b. 内容·技術的増加
 - ・当初登録事業と関連性のある内容・技術等のみが追加可能(例: メタン焼却→回収発電): 全く関連性のない内容・技術の追加の禁止
- c. 関連手続
 - ·上記制限への適合は指定認証機関(DOE)が登録後変更の審査時に確認。
 - ·当該確認と併せて事業場所の変更有無·漏洩排出(Leakage)についても確認。
 - ・上記設備容量の変更は変更の事実があった時点から2年以内に申請が必要。
- d. 経過措置
 - ・上記一連の制度変更については経過措置(例 6ヶ月)を設定予定。
- 3) 議論 更なる制限を主張する側と反対側により当初議論が拡散気味であったが、上記 内容にて妥結。
- 4) 対応 既に登録済事業で何らかの事情により設備容量が20%以上増加しているが変更 申請などを実施していない場合においては、上記経過措置期間内に手続が必要。
- 5) 注記 上記の基準に抵触する場合であっても、特殊事情の場合などは理事会への適用

除外申請(Letters to Board)による個別対応が可能な場合あり。

また無理に既存事業の登録後変更とせずに新規事業として別途登録した方が登録期間などで有利な場合あり、要一考。

- 4-2. 事業更新基準改訂 (RC: Renewal of Credeiting Period)
 - 1) 背景 CDM事業の登録期間は10年固定又は7年x2回更新が選択できるが、後者の場合 に現行更新手続の一部に不備があり「空白」を生じる場合があるため改善を検討。
 - 2) 結果 ・以下の点について事務局に再検討を要請。
 - -そもそも更新に空白を生じた件数・事業分野の実績の提示
 - -現行の事前通知・本申請制度を単段の申請制度に変える利点・問題点
 - ・集合事業(POA)関連については規約改定を承認、次回理事会に提案を指示。 (空白期間があっても個別事業(CPA)の登録はできないがCER発行は可能)
 - 3) 議論 そもそもどの程度の事業が影響を受けているのかが当初案では不明であり、制度変更に値するか否かを判断できず。

現行の事前通知を期間内(失効270~180日前)に実施すれば本申請は遅延を許容される制度にも一定の合理性があるとの意見有。

- 4-3. 標準化ベースライン関連規制緩和 (SBs: Standarrized Baseline)
 - 1) 背景 CDM事業のうち受入国登録機関(DNA)は当該国内に標準化ベースライン(有効期間3年)を制定できるが、当該更新手続の規制緩和について検討。
 - 2) 結果 · 更新時の指定認証機関(DOE)による評価書については現状維持 · 更新時のデータ源の多様化·手続きの弾力化については事務局に次回提案指示。
 - 3) 議論 手続の簡素化として「評価書」の必要性について議論するも、一部理事の原理原則論による強固な反対により頓挫。現状維持で同意。
- 4-4. リサイクル関連方法論整理・統合案
 - 1) 背景 2018-2019年理事会採択事業、関連方法論の整理・統合を検討。
 - 2) 結果 提案を却下。
 - 3) 議論 リサイクル関連方法論の統合・対象拡大方法の事務局案があまりに「大上段・遠大」な計画であったため理事から異論多出。事業実施を見送り。
- 4-5. 事業基準·方法論 Methodology
 - 2) 結果

(新設)

· AMS-III.XX 二輪·三輪自転車へのモーダルシフト

(改訂)

- · ACM-0002 系統接続再生可能電力 (自動追加性のPosi-Listを1年延長)
- ・TOOL21 小規模事業追加性証明ツール (小規模事業の1%未満規模事業の規定をPosi-List形式に改訂)

(廃止)

・AM-0042 プランテーションからのバイオマス発電 (ACM0018と重複、過去に利用実績なし)

5. 政策論 (次第4.3) (今回該当議案なし)

次回理事会 2018年 8月27日~ 8月31日 開催予定·場所未定 次々回理事会 2018年11月26日~11月29日 ポーランド·カトウィーチェにて開催予定 (2018年最終理事会)